

# 有作くんの取扱要領が変わります！

**注意！**

認証事務を委託により行うこと、認証マークをくまもとグリーン農業表示マークに統一することと合わせて、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」との整合性を取るため、下記の点が主に変更となっています。

## I 平成29年1月から有作くんの申請先が変わります

これまで、広域本部及び地域振興局で行っていた熊本型特別栽培農産物の認証事務を、1月からNPO法人熊本県有機農業研究会に委託して行うことになりました。

1月以降の申請書等の受付・審査・ほ場確認・認証等については、委託先であるNPO法人熊本県有機農業研究会が行います。

**平成28年12月までの申請先**  
市町村  
→ 各地域の 広域本部 又は  
地域振興局 農業普及・振興課

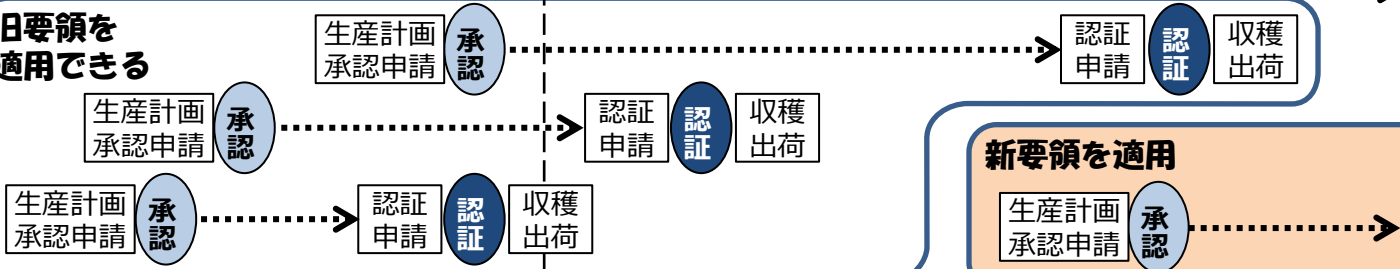


**平成29年1月からの申請先**  
NPO法人 熊本県有機農業研究会  
〒861-8030 熊本市東区小山町1879-3  
TEL 096-223-6771 / FAX 096-223-6772

## II 新要領は、3月の生産計画承認申請から適用となります

～H28年11月 | H28年12月 | H29年1月 | 2月 | 3月 | 4月～

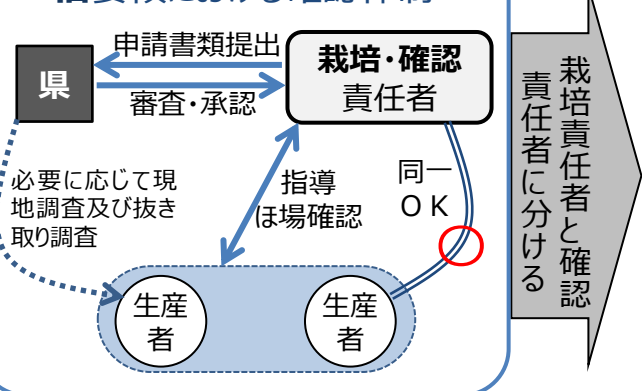
旧要領を適用できる



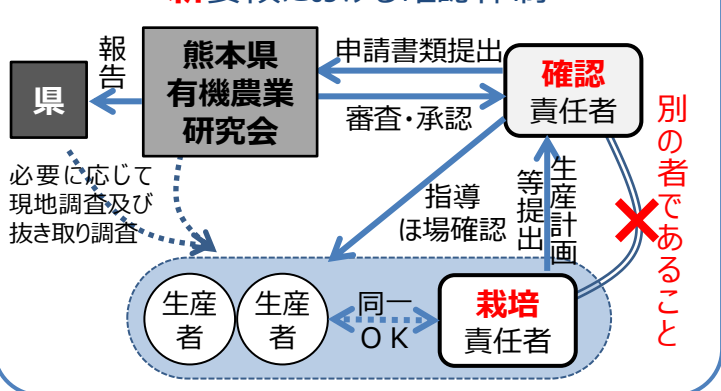
→熊本県有機農業研究会に申請

## III 「栽培・確認責任者」を「栽培責任者」と「確認責任者」に分けます

旧要領における確認体制



新要領における確認体制



## IV 取組面積に下限値（1品目1a以上）を設定

## V 変更と中止の手続きを追加

# 有作くん認証手続きと提出書類等

## 栽培責任者

栽培管理を行う者又はその指導を行う者で、確認責任者を兼ねることはできません。栽培基準を定め、生産計画書を作成して確認責任者に提出します。

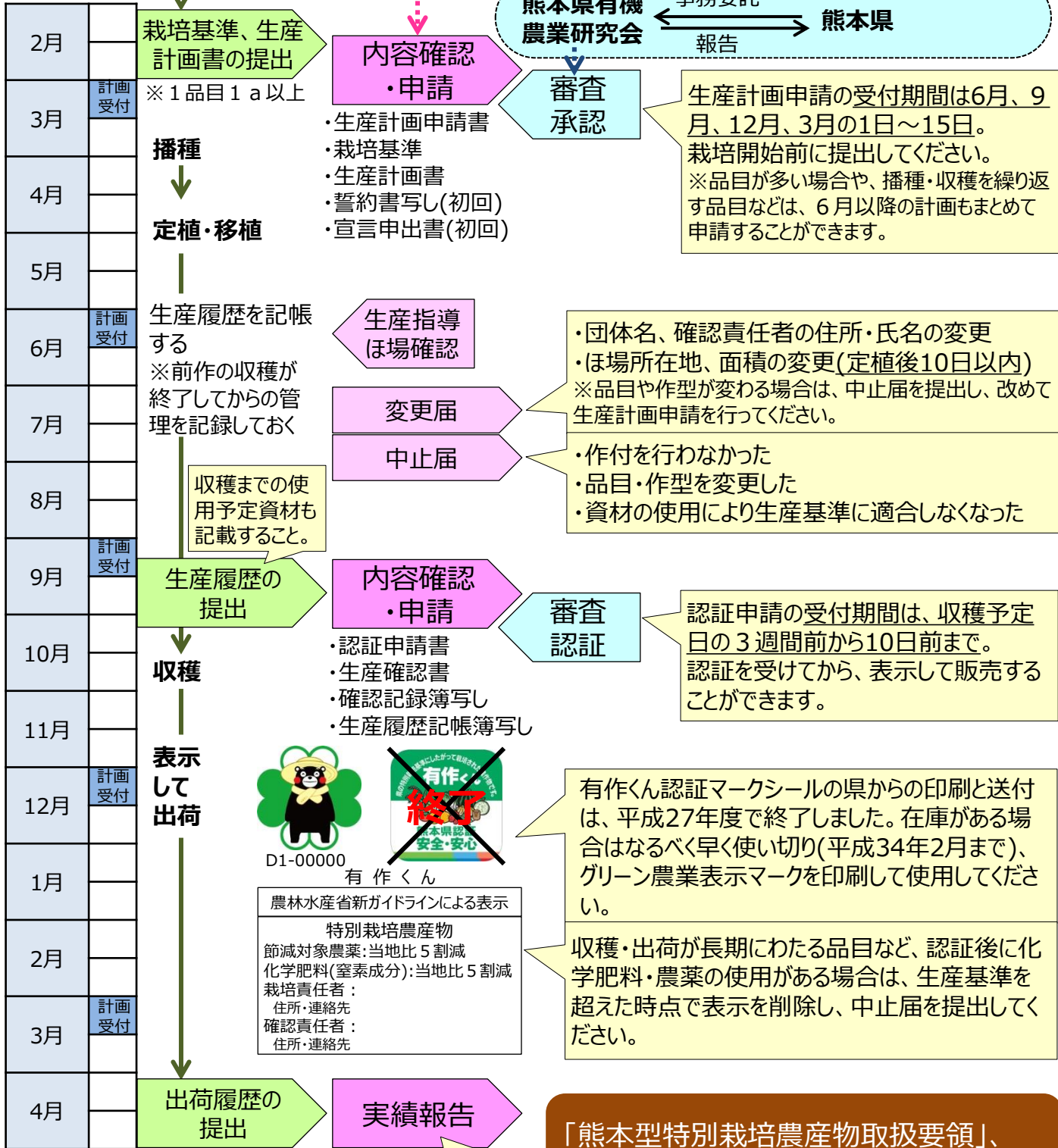
## 確認責任者

団体等の長であって、栽培管理状況等を確認し指導を行う者。出荷前には場見回りによる栽培確認を行うなど、適正な生産が行われていることを確認します。

熊本県有機農業研究会

事務委託  
報告

熊本県



5月1日まで(出荷が継続している場合は、収穫終了後速やかに、見込みで提出)